## 梼原町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成24年6月19日

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。)及び高知県産材利用推進方針に即して梼原町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「町方針」という。)を定めるものである。

# 第1 梼原町の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

## 1 木材の利用の促進の意義

本町は四万十川の源流域に位置し、その面積の91%が森林で覆われている。森林は、木材その他の林産物を供給する経済的な機能のほか、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全、文化の伝承、保健休養の場の提供、教育への寄与、地球温暖化の防止、良好な景観の形成など多様な機能を有しており、町民の生活及び経済の安定に重要な役割を果たしていることから、将来に渡ってこれらの機能が適切かつ充分に発揮させることが重要である。木材の利用を推進することは、直接的には経済的な効果を生み町の地域振興につながるとともに、適切な利用である限り森林の有する多面的な機能の高度発揮にも資するものである。

#### 2 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、町民をはじめ広く一般の利用に供されることから、 公共建築物等において木材の利用を促進することは、直接的効果はもとより、公共建 築物等が持つ情報発信力により一般住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、 さらには建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材 の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

#### 第2 公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 公共建築物への木材の利用の推進
  - (1) 町有施設は木造とする。ただし、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合など木造が困難な場合は、木造と他工法との混構造とすることを基本とする。
  - (2) 町有施設の内外装や設備・備品類は木質化を積極的に推進する。
  - (3) 町有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。
  - (4)(1)(2)(3)にあたっては、原則町産材を使用するものとする。
- 2 公共土木工事への積極的な木材の利用の推進 公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ町産材を積極的に活用する。

## 第3 公共建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

町は、森林所有者をはじめとする素材生産者や森林組合をはじめとする木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進を図ることとする。また、公共建築物等の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、FSC材を主体とする合法性が証明された木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

## 第4 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 町方針の推進体制については以下のとおりとする。
- (1) 町産材の円滑な利用を推進するため、町産材利用推進連絡会議(別添)(以下、「連絡会議」という。)を庁内に設置し、町産材の需要拡大への取り組みを全庁的に進める。
- (2) 連絡会議は、町方針に基づき町が整備する公共建築物における木材の利用の実施 状況を毎年度とりまとめるものとする。
- 2 町方針の推進方法については以下のとおりとする。
- (1) 町は所管する建築物や設備、備品類について、町産材の積極的な利用を推進し、 連絡会議を構成する関係課等は、その所管する事業についても補助事業等を含め町 産材の利用を推進する。
- (2)連絡会議は民間企業などが整備する公共交通機関施設をはじめとする公共性の高い建築物等の情報を収集し、町産材の利用促進を図るよう要請するとともに、木造化・木質化に関する情報を提供するなど、必要な支援を行うものとする。また、梼原町町産材利用促進条例(平成14年3月25日条例第21号)に基づく町民の積極的な町産材利用を促進する。

附則 この町方針は平成24年6月19日から適用する。

## 町産材利用推進連絡会議の設置について

平成24年6月19日

#### 1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号) 第9条第1項の規定に基づき策定した梼原町の区域内の公共建築物における木材の利用 の促進に関する方針(以下「町方針」という。)が効果的に推進されるよう、町産材利 用推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、庁内関係部局間の円滑な連絡、 調整等を行うものとする。

## 2 構 成

連絡会議は関係各課等で構成し、その構成員は次のとおりとする。

- (1) 副町長 (議長)
- (2) 総務課長
- (3) 企画財政課長
- (4) 保健福祉支援センター長
- (5) 梼原病院事務長
- (6) 環境整備課長
- (7) 産業振興課長
- (8) 会計管理者
- (9) 議会事務局長
- (10) 生涯学習課長

#### 3 任 務

- (1) 町方針の作成又は変更に関すること
- (2) 町方針に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 町方針の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

#### 4 事務局

連絡会議の庶務は、産業振興課が行うものとする。